

謝金規程

令和5年3月30日制定

(趣旨)

第1条 公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター(以下「この法人」という。)の事業実施に伴う各種謝金の支払いは、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この法人の謝金とは、委員及び講師として協力した者に対して、その対価として支払われる金銭をいう。

(範囲)

第3条 この規程に示す基準は、この法人が実施する事業すべてに適用する。

(基準額)

第4条 謝金の基準額は、次表に掲げるとおりとする。

各種委員会委員、各種講習(研修)会講師	
実働時間	謝金単価(円)
～ 30分	10,000
31分～60分	15,000
61分～90分	20,000
91分～120分	30,000

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和5年3月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。